

第百十五号議案

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

第一条中「新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定するものをいう。以下同じ。）のまん延の影響を受けた者」を「東京都特定非常災害の被害者」に、「行政上の権利利益」を「東京都特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

東京都特定非常災害発生日以後に条例等に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、東京都特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、規則で、東京都特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限

(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「免責期限が定められた後、前二項」に、「令和二年八月一日」を「免責期限が到来する日の翌日」に、「都規則等」を「規則」に、「新型コロナウイルス感染症のまん延」を「東京都特定非常災害」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が東京都特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「若しくは都規則等（東京都規則）」を「規則」に、「及び地方公営企業法」を「地方公営企業法」に改め、「をいう。第四項及び次条第二項において同じ。」を削り、「新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者」を「東京都特定非常災害の被害者」に、「令和二年九月三十日」を「東京都特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「延長期日」という。）」に改め、同項第一号中「令和二年四月七日」及び「同日」を「東京都特定非常災害発生日」に改め、同項第二号中「令和二年四月七日」を「東京都特定非常災害発生日」に改め、同条第三項中「新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者」を「東京都特定非常災害の被害者」に、「令和二年九月三十日」を「延長期日」に改め、同条第四項中「第一項又は前項の規定」を「延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定」に、「令和二年十月一日」を「延長期日の翌日」に、「都の機関の長」を「第一項の都の機関の長」に、「第一項又は前項の例」を「同項又は前項の例」に、「都規則等」を「規則」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(東京都特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を東京都特定非常災害として東京都規則（以下

「規則」という。）で指定するものとする。この場合において、当該規則には、当該東京都特定非常災害が発生した日を東京都特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の規則においては、次条以下に定める措置のうち当該東京都特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を規則で追加して指定するものとする。

本則に次の一条を加える。

（新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等）

第五条 前三条の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、第二条の見出し中「東京都特定非常災害」とあるのは「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「東京都特定非常災害」とあるのは「東京都特定非常災害が」とあるのは「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同条第二項中「東京都特定非常災害」とあるのは「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、第三条第一項中「東京都特定非常災害の被害者」とあるのは「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同条第三項中「東京都特定非常災害の被害者」とあるのは「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、第四条第一項中「東京都特定非常災害発生日」とあるのは「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同項から同条第三項までの規定中「東京都特定非常災害に」とあるのは「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と読み替えるものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定するものをいう。）については、同項の政令で定める日までの間は、同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二条及び第三条の規定並びにこれらの規定によりした処分、手続その他の行為は、改正前の条例の施行の際現に発生している新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定するものをいう。）のまん延について、なお効力を有する。

（提案理由）

東京都特定非常災害の被害者等の権利利益の保全等を図るため、所要の改正を行う必要がある。